4　香港特別行政区政府は、1にいう査証を有する日本国民に対し、最初の入域の日から最長一年の期間香港特別行政区に滞在する許可を与える。日本国民は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

5　この制度により香港特別行政区に入域した日本国民は、香港特別行政区における滞在期間中に、香港特別行政区における旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

6　香港特別行政区政府は、この制度により香港特別行政区に入域した日本国民が香港特別行政区の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないこと、及びその滞在期間中に、三箇月以上同一の雇用者の下で仕事に従事しないことを要請する。

7　香港特別行政区政府は、日本国民に対し発給する1にいう査証の数を毎年決定する。香港特別行政区政府は、この数を変更することを決定した場合には、日本国政府に対し通報する。

8　香港特別行政区政府は、公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、日本国政府に対し、直ちに通告される。

9　香港特別行政区政府は、日本国政府に対し、書面による三箇月の予告をもって前記の諸措置を終了させることができる。

10　前記の諸措置の終了又は停止の後においても、双方により別段取り決められる場合を除くほか、その終了又は停止の日に有効なワーキング・ホリデー査証を有して既に香港特別行政区に入域している者は、香港特別行政区において効力を有する関係法令に従い、許可された期間香港特別行政区に滞在すること及び就労することが認められる。

香港特別行政区政府は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在香港日本国総領事館に対して敬意を表する。

○外務省告示第五百五十五号

昭和四十七年十月二十日にロンドンで作成された「千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約」に添付されている「千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則」の一部は、同条約第六条の規定に従い、次のように改正され、平成二十一年十二月一日に効力を生じた。

（平成二十年九月三十日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十一年十二月八日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅳを次のように改める。

附属書Ⅳ　遭難信号

1　次の信号は、同時に又は個別に使用し又は表示することにより、遭難して救助を必要とすることを示すものとする。

(a)　約一分の間隔で行う一回の発砲その他の爆発による信号

(b)　霧中信号器による連続音響の信号

(c)　短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発するロケット又はりゅう弾による信号

(d)　あらゆる信号方法によるモールス符号の「・・・－－－・・・」（ＳＯＳ）の信号

(e)　無線電話による「メーデー」という語の信号

(f)　国際信号書に規定する「Ｎ」旗及び「Ｃ」旗によって示される遭難信号

(g)　方形旗であって、その上方又は下方に球又はこれに類似するものが一個付いたものの信号

(h)　船舶上の火災（タールおけ、油たる等の燃焼によるもの）による信号

(i)　落下傘の付いた赤色の炎火ロケット又は赤色の手持炎火による信号

(j)　オレンジ色の煙を発する発煙信号

(k)　左右に伸ばした腕を繰り返しゆっくり上下させる信号

(l)　デジタル選択呼出し（ＤＳＣ）を用いて次に定めるところにより送信される遭難信号

(i)　ＶＨＦ第七十チャンネル

(ii)　ＭＦ又はＨＦ周波数二千百八十七・五キロヘルツ、八千四百十四・五キロヘルツ、四千二百七・五キロヘルツ、六千三百十二キロヘルツ、一万二千五百七十七キロヘルツ又は一万六千八百四・五キロヘルツ

(m)　船舶インマルサット又は他の移動衛星通信業務提供者のサービスを利用する船舶地球局によって送信される船舶から陸上への遭難信号

(n)　非常用の位置指示無線標識による信号

(o)　無線通信システム（救命用の端艇及びいかだ用のレーダー・トランスポンダーを含む。）による信号であって、承認されたもの

2　遭難して救助を必要とすることを示す目的以外の目的に1の信号を使用し又は表示すること及びこの信号と混同されることがある他の信号を使用することは、禁止される。

3　国際信号書の関連事項、国際航空及び海上捜索救助マニュアル第Ⅲ巻及び次の信号に注意が払われるものとする。

(a)　空からの識別のために、黒色の方形及び円又は他の適当な表象のいずれかを施したオレンジ色の帆布

(b)　染料標識

○農林水産省告示第千七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町豊実字田代甲二六八〇のイ、甲二六八〇のロ、甲二六八一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田代甲二六八〇のイ、甲二六八〇のロ・甲二六八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町豊実字上川原丁七七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市小平尾字小金原五九四九の一、五九四九の二、五九五〇の一、五九五〇の五、五九五四、字川上五七六六、五九五五の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）